

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和2年（2020年）8月18日

熊本県教育委員会

1. 出席停止の基準・期間

	基 準	期 間
①	幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※1	校長が必要と認める期間
⑦	熊本県リスクレベル※2のレベル4に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※1 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安・同居する家族に感染の疑いがあり、他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。

※2 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

2 臨時休業等の基準・措置・期間

県教育委員会は、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、以下の（１）から（４）までの適用について、健康福祉部局と協議のうえ、総合的に判断し決定する。

（１） 学校内において、感染者が判明した場合

基準	児童生徒等又は教職員の感染が１人以上判明した場合
措置	当該校の全部又は一部の臨時休業を実施する ※3
期間	濃厚接触者が保健所により特定され、感染者の学校内での活動の状況や学校の感染拡大の状況を踏まえ、学校での感染拡大の恐れがなくなるまでの間

※3 感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかで、学校内で他の児童生徒等に感染が広がっている恐れが低い場合は、学年単位、学級単位等の臨時休業の措置範囲を縮小することがある。

（２） 学校内に感染者はいないが、地域において感染者が発生した場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル２警戒に該当し、保健所管内において感染経路が不明な感染者や新規感染者が増加している場合やその保健所管内（隣接する県を含む）から通学・通勤する児童生徒等及び教職員が多い場合
措置	当該保健所管内にある全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等 ※4 を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

※4 分散登校、時差登校、時間短縮等のこと

（３） 学校内に感染者はいないが、地域において感染が拡大している場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル３警戒、レベル４特別警戒に該当する場合又は知事から臨時休業の要請又は事実上の協力要請があった場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

（４） 学校内に感染者はいないが、本県が緊急事態宣言の対象区域に属した場合

基準	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言が出された場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校について臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

3 その他

- （１） 学校は、児童生徒等が「1 出席停止の基準・期間」の「基準」に該当した場合は、保護者から学校に報告するよう通知する。
- （２） 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。